

【令和8年4月1日施行】

- (1) 子ども・子育て支援金制度の概要について
- (2) 嘉麻市国保の「子ども子育て支援金率」設定について
- (3) 今後のスケジュールについて



## 【子ども・子育て支援金制度の概要】

【こども家庭庁資料から抜粋】

### 加速化プランによる子育て支援の拡充と子ども・子育て支援金について

1. こども未来戦略「加速化プラン」で定められた、児童手当の拡充や育休給付の手取り10割相当への拡充などの子育て支援の拡充は既に実施されており、その財源の一部となる「子ども・子育て支援金」については、令和8年度から全ての世代・企業の皆様から拠出いただくことが法律に規定されている。

2. この子ども・子育て支援金については、

- ・段階的に導入することとしており、支援金総額は令和8年度概ね6,000億円、令和9年度概ね8,000億円、令和10年度概ね1兆円を目安とすること
- ・社会保障の歳出改革等による社会保険負担の軽減効果の範囲内で導入すること  
が法定されている。

3. 社会保障の歳出改革等により令和8年度の社会保険負担軽減効果が0.17兆円程度積み上がり、令和5年度からの合計で0.60兆円程度となったことから、令和8年度の支援金総額はその範囲内の0.60兆円とする。

4. 令和8年度の個人や世帯の支援金額(平均月額)の試算は以下のとおり。

健保組合:被保険者一人当たり約550円

国民健康保険:一世帯当たり約300円

後期高齢者医療制度:被保険者一人当たり約200円

(参考)被用者保険(健保組合、協会けんぽ、共済組合)に共通の支援金率(一律の率): 0.23%

5. 上記4のとおり、国民の皆様から支援金(総額0.60兆円)を拠出いただくことになるが、他方で上記3のとおり、社会保障の歳出改革等(0.60兆円程度)を行うことで、支援金による負担は相殺されるため、支援金導入に伴う実質的な負担は生じない。

嘉麻市国保が行うこと①

保険者として、

「子ども子育て支援納付金  
分」

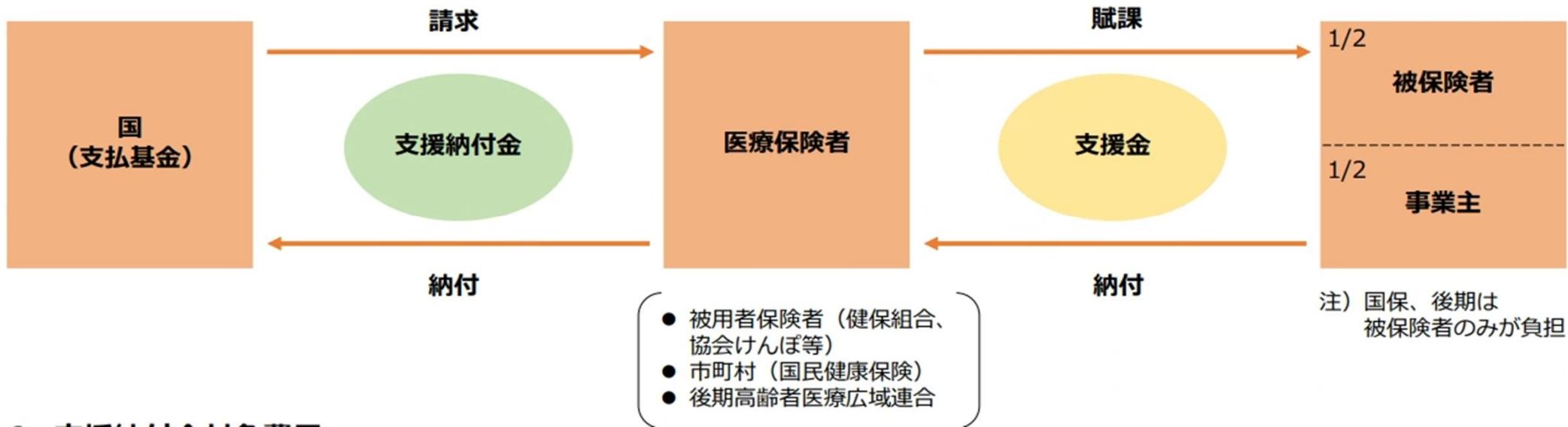
保険税率(額)

の設定を行います。

※令和8年4月1日施行

## 【子ども・子育て支援金制度の概要】～支援金徴収の流れ～

【こども家庭庁資料から抜粋】



### 嘉麻市国保が行うこと②

- ・被保険者から納付いただいた「子ども子育て支援納付金分」の保険税の全額を国に納付します。
- ※使途は、「子育て支援関係」に限定されています。

# 【子ども・子育て支援金制度の概要】～支援金対象費用～

【こども家庭庁資料から抜粋】

## 1. 若い世代の所得向上に向けた取組

### 児童手当の拡充

- ✓ 所得制限を撤廃
- ✓ 高校生年代まで延長
- ✓ 第3子以降は3万円

### 妊娠・出産時からの支援強化

- ✓ 出産・子育て応援交付金  
10万円相当の経済的支援
- ✓ 伴走型相談支援

### 出産等の経済的負担の軽減



### 高等教育（大学等）

#### 大学等の高等教育費の負担軽減を拡充

- 子育て世帯への住宅支援
- ✓ 公営住宅等への優先入居等
- ✓ フラット35の金利引下げ

※  に子ども・子育て支援金を充当

## 嘉麻市国保が行うこと③

保険者として、

「子ども子育て支援納付金  
分」

の創設の目的・使途について  
周知広報を行います。

## 2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

### 切れ目なくすべての子育て世帯を支援

- ✓ 「こども誰でも通園制度」を創設

- ✓ 保育所：量の拡大から質の向上へ

### 多様な支援ニーズへの対応

・貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児等への支援強化等

## 3. 共働き・共育ての推進

### 育休を取りやすい職場に

- ✓ 育児休業取得率の開示制度の拡充
- ✓ 中小企業に対する助成措置を大幅に強化
- ✓ 出生後の一定期間に男女で育休を取得することを促進するため給付率を手取り10割相当に

### 育児期を通じた柔軟な働き方の推進・多様な働き方と子育ての両立支援

- ✓ 子が3歳以降小学校就学前までの柔軟な働き方を実現するための措置
- ✓ 時短勤務時の新たな給付
- ✓ 国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料免除措置

## 【子ども・子育て支援金率の設定について】

子ども未来戦略(令和5年12月22日閣議決定)の「加速化プラン」における少子化対策の抜本的強化に当たり、**子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組み**として、少子化対策に受益を有する**全世代・全経済主体**が、医療保険の保険料とあわせて、令和8年度から拠出するもの。

- 医療保険者が被保険者から徴収する支援金は、**医療保険料の賦課・徴収の方法を踏まえ、各医療保険者の支援納付金の額に照らし、保険者が設定すること**とされている。
- 国民健康保険においては、**低所得者に対する応益分支援金の軽減措置**（医療保険と同様の所得階層別の軽減率（7割、5割、2割））、**被保険者の支援金額に一定の限度（賦課上限）を設ける措置等**を設けることとし、詳細は現行の医療保険制度に準ずる形で実施される。
- 国民健康保険における支援金については、当該制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、**子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの子どもに係る支援金の均等割額の10割軽減措置**が講じられる。

※ 軽減分の保険料（税）については、**未就学児の5割分は公費負担**とし、未就学児の残りの5割分及び6歳以上18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの子どもにかかる10割分については、**対象となる子ども以外の国民健康保険被保険者の支援金で支えること**とされ、政省令の整備等が検討されている。

【福岡県医療保険課資料から抜粋】

【県が県下自治体ごとの「子ども・子育て支援納付金」分の納付金及び標準保険料率を算出する前段として…】  
予め次のルールが県内自治体合意のもと決定されました

◆算定方式3方式（所得割・均等割・平等割） ◆応能：応益  $\beta : 1$  ◆均等割：平等割 6 : 4

## 【子ども・子育て支援金率の設定について】

1. 県から示された、嘉麻市における令和8年度の「子ども・子育て支援金分」の納付金額は、次のとおりです。

19, 639, 145円

2. 県から示された、嘉麻市における令和8年度の「子ども・子育て支援分」の標準保険料率は、次のとおりです。

(ア) 所得割率 0.28 %：基礎控除後の総所得額の計に乗じて算出

市町村ごとの保険税率の標準的な水準を表す数値として、**県内統一の基準に基づいて県が算定する値**

(イ)-1 均等割額 1,080 円：18歳以上の被保険者 1人あたりの額

(イ)-2 18歳以上被保険者均等割額 60 円：全額軽減される18歳未満被保険者の均等割額を賄うため必要となる額

(ウ) 平等割額 1,070 円：1世帯当たりの額

【参考値】県試算：福岡県の国保加入者の平均月額（仮算定結果）

| <子ども・子育て支援金額（国保加入者の平均月額）> |       |        |       |
|---------------------------|-------|--------|-------|
| 被保険者一人当たり                 |       | 一世帯当たり |       |
| 国試算                       | 仮算定結果 | 国試算    | 仮算定結果 |
| 250円                      | 245円  | 350円   | 363円  |

※「仮算定結果」の額は、今後、本算定時に更新予定

## 【協議事項】

県が算定した、当市の標準保険料率を参酌のうえ、当該税率（額）を令和8年度の嘉麻市国保の子ども・子育て支援金率として設定してよろしいか。

## 令和7年度 嘉麻市の国民健康保険の運営に関する協議会（国保運営協議会）スケジュール

| 日 程   | 議 題  |
|---|--|
| <b>【第1回】<br/>令和7年10月16日（木）</b>                                  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 嘉麻市国保の現状について（報告）</li><li>・ 令和6年度国民健康保険特別会計決算について（報告）</li><li>・ 令和6年度特定健康診査等の実施状況について（報告）</li><li>・ 今後のスケジュールについて 他</li></ul> |
| <b>【第2回】 【本日】<br/>令和8年1月29日（木）</b>                              | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 子ども・子育て支援金率の設定について（協議）</li></ul>   |
| <b>【第3回】<br/>令和8年3月__日（木）</b><br>※19日（木）<br>で調整をいただくことは可能でしょうか。 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 令和7年度保健事業実績及び令和8年度事業計画について（報告）</li><li>他</li></ul>   |